

様式12

令和6年9月9日

茨城県知事

殿

茨城県水戸市元吉田町2576番地6

医療法人たちばな会

理事長 小野久之

電話 029(240)0810



決 算 届

令和5年6月1日から令和6年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

様式12

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。

2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。

3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人たしばな会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

■ その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県水戸市元吉田町 2576 番地 6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 27 年 2 月 23 日

(4) 設立登記年月日 平成 27 年 3 月 10 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	小野 久之	小野クリニック管理者
理事	小野 智佳子	
同	小野 泰弘	
同	小野 安里紗	
同	小林 恵理	
監事	石山 賀奈子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参考)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	小野クリニック	医療機関コード 0810115055	茨城県水戸市元吉田町 2576番地6	一般病床0床 医療病床0床
介護老人保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を【　】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載
すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|---------------|---------------------|
| 令和 5年 7月 31 日 | 令和5年度事業報告及び決算書類等の承認 |
| 令和 5年 7月 31 日 | 役員任期満了につき改選 |
| 令和 5年 7月 31 日 | 理事長任期満了に伴う改選 |

〔別 紙〕

様式 1

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

な し

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人たちばな会
 所在地 茨城県水戸市元吉田町2576番地6

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和6年5月31日現在)

1. 資産額	105,513 千円
2. 負債額	16,705 千円
3. 純資産額	88,808 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	35,668
B 固定資産	69,845
C 資産合計 (A+B)	105,513
D 負債合計	16,705
E 純資産 (C-D)	88,808

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-1

法人名 医療法人たちばな会
 所在地 茨城県水戸市元吉田町2576番地6

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年 5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	35,668	I 流動負債	8,590
現金及び預金	14,671	支払手形	0
事業未収金	17,420	買掛金	3,918
未収金	3,283	一年以内返済借入金	2,208
医薬品	348	未払金	1,723
診療材料	80	未払費用	496
未収還付法人税・立替金	253	未払法人税等	44
貸倒引当金	▲390	未払消費税等	0
II 固定資産	69,845	前受金	0
1 有形固定資産	14,546	預り金	200
建物付属設備	249	前受収益	0
構築物	454	○○引当金	0
医療用器械備品	12,608	その他の流動負債	0
器具備品	274	II 固定負債	8,114
車両運搬費	960	長期未払い金	58
その他の有形固定資産	0	長期借入金	8,056
2 無形固定資産	0	負債合計	16,705
その他の無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	55,298	科目	金額
有価証券	0	I 基本金	16000
長期貸付金	45,722	II 積立金	0
保有医療機関債	0	代替基金	0
その他長期貸付金	0	○○積立金	0
出資金	100	繰越利益積立金	72,808
保険積立金	9,463	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	0	繰延ヘッジ損益	0
預託金	11	純資産合計	88,808
資産合計	105,513	負債・純資産合計	105,513

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人たちばな会
 所在地 茨城県水戸市元吉田町2576番地6

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	146,354
2 事 業 費 用	146,538
本來業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	183
II 事 業 外 収 益	1,629
III 事 業 外 費 用	50
經 常 利 益	1,395
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,395
法 人 稅 等	253
當 期 純 利 益	1,142

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人たちばな会
理事長 小野久之 殿

私は、医療法人たちばな会の第10期会計年度（令和5年 6月 1日から令和6年 5月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 8月 31日
医療法人たちばな会
監事 石山 賀奈子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。